

戦没者等のご遺族の皆さまへ

特別弔慰金が支給されます

市は、国が支給する戦没者等のご遺族への特別弔慰金について受け付けを行っています。

- *対象/平成27年4月1日において、遺族年金や公務扶助料などを受け取る方がいない場合に、次の順序で優先順位の戦没者等死亡当時のご遺族の方お一人
(1) 弔慰金受給権者
(2) 戦没者等の子
(3) 戦没者等と生計関係を有

- し、同姓である①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
(4) 上記以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
(5) 戦没者死亡時まで1年以上生計が同じであった三親等内の親族
*支給額/額面25万円の5年償還の記名国債
*請求期限/平成30年4月2日
*請求窓口/社会福祉課 (☎47-7256) へ

ご存知ですか 固定資産税の減額制度

次の①②③の改修工事を行った場合、翌年度の家屋の固定資産税が減額されます。適用要件、減税額などはそれぞれ異なります。
申請方法など詳しくは、課税課 (☎47-8178) へ。
①昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合
②平成19年1月1日以前に建てられた住宅について、高齢者や障がい者などのための一定のバリアフリー改修工事を行った場合
③平成20年1月1日以前に建てられた住宅について、窓や天井などの断熱改修工事など一定の熱損失防止改修(省エネ改修)工事を行った場合

Table with 2 columns: Meeting Name and Details (Date, Time, Location). Includes sections like '審議会を傍聴してみませんか', '公契約についての懇話会', '墨俣児童館運営委員会', etc.

案内

下水道供用区域の人はお早めに切り替えを

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道整備を積極的に進めています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いいたします。



下水道に切り替えると、河川や水路が清潔になり、悪臭や害虫の発生がなくなります。工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店の一覧は、市ホームページでご覧いただけます。

詳しくは、下水道課 (☎47-8714) へ。

IT相談センターをご利用ください

市は、パソコンやタブレット端末などに関する疑問や相談を受け付けるため、大垣市IT相談センターを開設しています。面談相談、電話相談ともに無料で、受付時間は午後1時30分から午後3時30分までです(情報工房の電話相談は午前9時から午後9時まで)。お気軽にご利用ください。
*面談相談/【月・金曜日】綾里地区センター、【火曜日】赤坂地区センター、【水・木・土曜日】情報工房1階交流サロン(土曜日は要予約)
*電話相談/【月・火・金曜日】☎090-9914-5604、☎050-3592-9406 【火~日曜日】☎75-7008(情報工房)

募集

岐阜経済大学 社会人の履修生・聴講生

岐阜経済大学は、社会人の科目等履修生および聴講生を募集します。
*募集学科/【大学】経済学部(経済学科・公共政策学科)、経営学部(スポーツ経営学科・情報メディア学科)
【大学院】経営学研究科
*出願期間/8月17日(月)~28日(金)(必着)
*問合せ/同大学教務課 (☎77-3516) へ

メゾン東大垣の入居者 各種家賃減額制度あり

県住宅供給公社は、今宿(ソフトピアジャパン南西)にある賃貸住宅「メゾン東大垣」の入居者を募集しています。なお、小学生以下の子がいる場合や結婚予定がある場合、世帯全員が30歳未満の場合は、家賃減額制度を利用できます(最大で月額17,600円の減額可)。
*構造・間取り/鉄筋コンクリート造4階建て、3DK
*家賃/58,800円 ※共益費と駐車場代は別途
*問合せ/同公社 (☎81-8502) へ



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 期間内に申請手続きを ~申請は11月4日まで~

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請は、11月4日が期限です。市は、対象となる可能性がある世帯に、申請書を郵送(臨時福祉給付金は7月末~8月初旬、子育て世帯臨時特例給付金は6月初旬)しましたので、該当する人は申請手続きをしてください。なお、臨時福祉給付金については平成27年1月1日に、子育て世帯臨時特例給付金については平成27年5月31日に住民登録があった市区町村が申請窓口になります。

- <臨時福祉給付金>
▶対象/平成27年1月1日に大垣市に住民票があり、平成27年度の市民税が課税されていない人 ※市民税(均等割)の課税者に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは除く
▶支給額/1人につき6千円 ※基礎年金や児童扶養手当などの受給者への加算措置はありません
▶受付場所/市役所1階第4・5会議室 ※8月15日(土)・16日(日)は臨時受付を

- 実施、17日(月)からは平日のみ受付
▶問合せ/臨時福祉給付金専用コールセンター (☎47-7953) へ
<子育て世帯臨時特例給付金>
▶対象/平成27年6月分の児童手当の受給者で、平成26年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人
▶対象児童/平成27年6月分の児童手当の対象児童
▶支給額/対象児童1人につき3千円
▶受付場所/子育て支援課

問合せ/同課 (☎47-7092) へ
「振り込み詐欺」などに注意を!
給付金の支給に関して、市や厚生労働省などが、ATMの操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。市職員などを装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」には、ご注意ください。
また、給付金の支給を口実とした不審な電話などがあった場合には、最寄の警察署にご連絡ください。